

過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会
(令和元年度第5回)

議事要旨

令和2年2月13日

1 開催日時

令和2年2月13日(木) 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

東京都港区三田二丁目1番8号

三田共用会議所 4階 第四特別会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順、敬称略)

伊藤 晃、伊藤 要、小笠原 雄二、清水 秀樹(石油連盟)、清水 秀樹(売木村)、
田所 淳一、沼尾 波子、平野 祐子、松井 晶範、三宅 淳巳、森泉 直丈、
山内 章正(佐藤委員代理出席)、吉井 博明、渡邊 勉(小川委員代理出席)

(2) オブザーバー(五十音順、敬称略)

斉田 真一、成瀬 輝男、西村 英治、松浦 哲哉、渡辺 英樹

4 配付資料

資料5-1 「石油事業概要について」及び「過疎地におけるJA-S活動状況について」

資料5-2 AIによる給油許可システムの開発について

資料5-3 可搬式の制御装置を用いた給油許可に係る実証実験(中間報告)

資料5-4 給油取扱所における屋外での物品販売等に係る実証実験(中間報告)

資料5-5 令和元年度検討報告書(概要)

資料5-6 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会報告書(令和元年度報告書)(案)

5 議事

- (1) 議事1 関係者によるプレゼンテーション（全国農業協同組合連合会・石油連盟（JXTG））

資料5－1について西村オブザーバー（全国農業協同組合連合会）から、資料5－2について清水委員（石油連盟）及び斉田オブザーバー（石油連盟（JXTG））から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】ただ今の説明について、御質問、御意見があれば伺いたい。

【委員】AIを使った実証実験について、素朴な質問であるが、1点目として、最近電子たばこのようにあまり煙が出ないものもあり、そういうものは危険がないと判断されるのか、それとも検知するのか。2点目として、今AIに判定をさせるため、画像をたくさん取り込んで学習させているとのことだが、例えばその後も、個人情報保護法というのが今盛んに言われており、その辺に抵触するようなこともあるのかどうか、対応しているのかどうかも教えていただきたい。

【オブザーバー】1点目の電子たばこについて、AIの判定はいわゆるたばこを吸うしぐさをしているかどうか、例えば手を口の付近に持って行って、喫煙をしているしぐさをしているかどうかを画像で判断している。いわゆる電子たばこでも、このしぐさは通常の紙たばこと変わらないと思うので、電子たばこであっても、喫煙をしていると判定する仕組みである。

2点目の個人情報について、これについては非常にセンシティブな課題であり、現状の計量機上部に取りつけているカメラでは、お客様の顔を認証するというような仕組みにはなっていないので、個人を特定するような画像の撮り方はしていないものと考えている。これについては、社会の要請もいろいろ変わってくると思うので、個人情報の保護に抵触しないような仕組みを留意して、開発を続けていきたいというふうに考えている。

【委員】承知した。例えば、給油システムをAI等とリンクさせて、誰がどれぐらい給油するのかといった情報を蓄積することも容易であると思う。そういうことも、今後個人情報としては一番懸念する部分であるので、そこをどうやっていくのかという

ことも気になる部分であるということをお伝えしておきたい。

【オブザーバー】承知した。個人情報保護に関しては、十分な留意を持って取り組んでいきたいと考えている。

【委員】まず、このAIによる給油システムの開発について、我々業界でも人手不足の問題もあり、このように精度の高いものが開発されることは非常に喜ばしいことではあるが、消防法におけるセルフのSSにおいては、目視をしてから給油許可を出すというのが基本であり、日本は木造家屋が多く、人口稠密地域におけるSSも多いので、その部分はやはり譲ってはならないと思っている。こういった技術が開発されたことに伴って、制御装置が許可画面に切り替わったから安易に給油許可をしてしまうといった、現場を確認しないで給油許可作業が行われるようになることは、絶対にあってはならないことだと大変危惧している。

コストの低減というのが大きな課題であり、大規模なSSにおいては、今回のような設備投資をすることは可能だと思うが、我々石油組合に所属している大半は中小零細企業であり、なかなか設備投資に対応できないということになると、SSの減少がさらに進んで、結果的に過疎化を招くのではないかという心配もしている。

こういったシステムを導入しているSSが大規模災害に遭った場合に、果たしてどういった形で給油のバックアップができるのかというところは大いに疑問があるので、そういった点に関しても、御検討いただく必要があると思っている。

J Aの取組について、愛媛県にも農村地域を中心にJ AのSSが数多くあったが、残念なことに、おそらく採算の問題もあって閉鎖してしまい、そのかわりに町の中に大きなセルフのSSができて、大量に安く販売するため、結局、我々のような小さなSSが閉鎖を余儀なくされたという事例が、全国的にも多くあると思う。お互い採算が非常に厳しくなっているのは同じだと思うが、J AのSSの本来の使命というものを少し考えていただきたいというのが、我々の中でも常に議論として出てくる場所であるので、あえてここで申し上げたい。

【オブザーバー】1つ目の御意見であるセルフSSの目視が基本であるという現行の消防法の規制については十分に承知をしている。SS店頭業務の人手不足が叫ばれているので、どこを効率化、省力化できるかということと、周辺の一般の皆様にとってSSの安心・安全、これをうまく高度に両立させなければいけないと考えている。SSにおける給油業務の安心・安全が損なわれることのないような仕組みにしてい

きたいと考えている。

2つ目のコストの問題について、これについても当然流通事業者にとって、使い勝手のよさもさることながら、コストパフォーマンスもしっかりと享受できるものでないと、上市しても意味のないものだと考えているので、コスト面についても低減を図っていくべく努力していきたいと考えている。

【オブザーバー】地域ごとにそれぞれ特性があるので、引き続き情報交換等をさせていただきながら進めていきたい。

【委員】2点確認したい。1点目は、AIによる給油許可システムについて、一連の行為を1人でやっているという前提で実施しているが、例えば1人がノズルを入れて、もう1人が油種選択するといった複数の人間が給油行為をする場合を想定されているのか。

【オブザーバー】想定していない。

【委員】過去には、複数の人間が給油行為を行ったため、静電気により出火した事例や、子供がノズル操作をしているのに給油許可をしてしまったため、ノズル操作を誤り吹きこぼれたガソリンが目に入ってしまった事例があったりもするので、これから実証していく上での参考にしていきたい。

2点目は、模擬のSSや実際のSSでAIのデータをとっていると思うが、過去には考えられないような行為をして事故が起きた事例もあり、そのような事象事例のデータや映像等があれば、取り込むことは可能か。

【オブザーバー】まず1つ目の御質問について、現在1人で給油をするという前提で検証を進めている。

2つ目の御質問の考えられないような危険行為があった場合について、SSにおけるリスクは、先ほど御説明したノズルの挿入、静電気除去シート、車両外給油、喫煙行為の4つの項目を判定していると申し上げたが、この4つの項目がSSでの給油行為におけるリスクについて十分かどうかということも含めて検証していきたいと思う。例えば、給油中に第三者が駆け寄ってくる場合もあるのではないかという御意見もいただいている。そうしたことを含めて、給油行為中のリスクについて、過去の事例において参考になりそうな画像があれば、AIに取り込んで実験、検証していきたいと考えている。

【座長】私もAIについては、どのようなデータや情報を覚え込ませていくのかということ

ころに関心がある。学んだこと以外のことに対応することはなかなか難しいのではないか。いろいろなパターンを、例外的なことも含めて学習させないと難しいのではないかと思うので、ぜひ積極的にデータを集めて、覚え込ませて、精度のいいものにしていただきたいと思う。

【委員】非常に興味深い映像であった。技術的な話はどんどん改善が進むと思うので、AIにいろいろなデータを蓄積させることにより、判定精度の向上が期待されるのではないかと思う。

一方で、先ほど委員から御指摘があったように、JAとしてどうやっていくのかというのが、大きな方向性になるのではないかと思う。導入コストの低減ができて、どんどん広まれば、それは喜ばしいことだと思うが、それによって、本来この検討会の場で議論しているような過疎地域に対して、逆方向に進んでいくようなことがあるのならば、もっと慎重に考えなければいけないと思う。

また、不測の事態が発生した場合の対応について、人間が判断したほうがいいのか、AIが判断したほうがいいのか、どちらのほうが精度が高いのかということも非常に気になる場所である。災害時や不測の事態が発生したときに、判定ができるのかどうか、そしてそれが特に過疎地域を想定した場合には、誰がどのように事前の準備、対応をしておかなければいけないのかというところが、今後議論になってくると思う。

【オブザーバー】過疎地域に今回のシステムが資するのかどうかということについて、私どもの認識では、現在SS業界は人手不足という現実にはさらされながら、給油や車のメンテナンス以外の事業多角化ということも求められており、今回の規制緩和でもその方向性になっているかと思う。そうした中、給油の監視業務だけをするのではないということで、スタッフの負荷を軽減し、その負荷軽減によってほかの業務もできるようになるという観点において、複合化されていくSSやセルフSSとしての監視業務というものには、このAIのサポートシステムは非常に適しているのではないかと考えている。

また、災害時の対応についても御指摘のとおりであり、私どもの仕組みは、最終的にはAIのサポートを受けながら、最後は人が判断をして給油許可をするという仕組みであるので、いろいろなケースがあるかと思うが、最後はスタッフの判断、人の判断が優先されるものと考えている。御意見について、今後の研究開発に役立つ

たせていきたいと思う。

【座長】委員の御意見のポイントは、報告書の中でいろいろな対策を今回検討しており、過疎対策として役に立つのかどうかというところも報告書の中心部分を占めているので、後ほど議論を深めたい。

(2) 議事2 「可搬式の制御装置を用いた給油許可」及び「給油取扱所における屋外での物品販売等」に係る実証実験結果について（中間報告）

資料5-3及び5-4について事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】2つの実証実験の中間報告について、御質問、御意見があれば伺いたい。

【委員】今回のこの物品販売に係る実証実験は、我々ガソリンスタンド業界にとっては大いなる福音であり、ガソリンの販売量も年々減少していく中で、さらに採算も悪化していく。そのような中で車を販売することは、1台当たりの利益も非常に高く、また、タイヤの展示等についても、ある程度在庫を抱えないことにはタイヤは売れないので、お客さんが困っているときに、その車のサイズに合うタイヤがすぐあるということは非常に大事なことであり、物品を展示して販売できるということは、我々業界にとって大いに価値があることだと思っている。

車を売るのも簡単なことではなく、置いていけばすぐ売れるものではないが、展示することによって、ここのお店は車も買えるんだ、車の買い取りもしてくれるんだということが伝わり、徐々に取扱いが増えていく効果がある。車の展示に関して、基本的にはできないことになっているが、従来から管轄の消防によって判断が異なっており、展示ができる地域もあった。今回の規制緩和により、制限がある中ではあるが、展示等ができるようになるということは、大変ありがたいことだと思っている。

もう少しお話しすると、タイヤの販売をしている中で、雨のときに濡れてしまう状況、いわゆるキャノピーの3分の1という規制の問題があり、物品販売や展示をしたくても雨で濡れてしまうからできないということも、今後出てくるかと思う。次年度以降の検討になると聞いているが、キャノピーの3分の1の制限についても緩和していただくような方向で御検討いただければ、大変ありがたいと思っている。

【委員】可搬式の制御装置について、ビーコンの電波の指向性や範囲の制限は可能なのか。

今回の実証では、カメラによる補助はないので、近くまで行って目視できる位置から許可ボタンを押すことが前提にあると思う。予防規程等に明記することもあると思うが、ハード面でも、例えば、この方角は車の死角になるので、死角とならない場所から許可することが技術的に可能なのか。

2点目として、今後の話になってくることではあるが、制御装置を設置する場合の手續をどうするのかというのは、消防本部側として気になるところである。その際、場所によって変わってくると思うが、例えば、ビーコンの電波が届く範囲はどこまでならいいのか、ある程度ガイドライン的なものを示されるのか。

3点目として、物品販売等について、中古車販売とタイヤ販売の実証を行ったとしているが、その他にもいろいろな業態がこれから出てくる可能性がある。裸火使用等は当然できないにしても、例えば、お弁当を保温した状態で販売するとき、保温ボックスならいいが、電氣的に保温する場合、防爆仕様ではない電気設備の使用範囲をどこまで制限するのか等、今後、検証や検討をしていくのか。

【事務局】可搬式制御装置のビーコンの設定について、死角になる部分だけ受信できないようにするということはできるものではなく、ビーコンから電波が発信していて、受信するタブレット側で一定の電波強度の部分において給油許可ができる、オン・オフができるといった設定になっているので、見えない部分でもビーコンの範囲内であれば、給油許可をしようと思えばできてしまう。

しかし、消防法令上の基準においても、直接目視で顧客の給油作業の安全を確認した上で給油許可をすることになっており、安全を確認した上で従業員が許可をすることを前提に、フィールド上でも行う。ただし、どこでも給油許可が可能とならないように、一定の範囲の制約を行うための措置というのは必要ではないかということ整理しているところである。

2点目の手続的なことに関しては、昨年12月に技術基準を整備したこともあるので、可搬式制御装置を導入しようとする場合は、技術基準に適合しているか、要は停止機能や給油許可の制御機能があるかというところを確認する必要があるので、基本的には変更許可が必要になるものと考えている。

一方で、ビーコン自体は貯蔵・取扱いの基準を担保するためのハード的な措置であり、具体的な距離の制約等については、あくまでも各事業所のレイアウトごとに

適切に監視できる範囲になるよう個々に御判断いただくことを考えている。

3点目の物品販売等に関しては、各事業所の事業多角化の観点から、今後さまざまな業態が出てくるものと考えている。個々の具体的な業態を何か例示していくことは、今後の制約になる可能性もあるので、我々としてはあくまでもここで示した基本的な共通事項を守る方策を各事業者で考えていただき、計画をつくり、それを予防規程に盛り込んで、出火防止方策や避難方策等を徹底していただくということを考えている。火災予防上の観点で、例えば、裸火を使用するようなものであれば、可燃性蒸気の影響等もあり、みだりに火気を使用しないという観点からも、使用できないものと考えている。

また、消防機関側から相談等があれば、個々の具体的な事例を行政実例等で周知していくことを考えている。

【委員】先日、可搬式制御装置の実証実験中のSSに自分の車で行き、給油をした。普段からセルフSSを利用する者の立場として意見するが、セルフの機械はSSによって多少違うので、時々混乱することがある。位置や形が少し違うだけで、意外と緊張してしまう。ガソリンは揮発性が高いので、静電気除去ができていなかったらどうなるのかと考えることもあり、今回給油したSSもいつも使っている機械とは違うので戸惑っていたところ、従業員の方がすぐに来て対応していただいた。いつもはわからなくなると、事務所のほうを見て手を挙げたりすることもあるので、近くに従業員がいてとても安心感があつた。今回、私とほぼ同時にバイクが給油にきていたが、1人の従業員で両方対応できていた。私たち消費者にとって従業員が近くにいることは、とても安心感があることがわかつた。

また、タイヤ販売の実証も行われていたが、ガソリンスタンドで販売されていることに特別な違和感はなかつた。以前、車で走行中にタイヤがパンクして困ってしまい、一番近くにあつたSSに行ったことがあつた。そのSSには、私の車に合うタイヤは置いていなかったが、すぐに手配して交換してもらつたことがあつた。緊急時に対応できる場所が近くにあることが私たち利用者にとって大変ありがたかつた。

【委員】今回、物品販売の実証実験業務を受託し、事務局と検証したところである。中間報告の内容については、先ほど事務局から説明があつたとおりで、中間報告ではあるが、現段階では特段大きな問題はないと感じている。

今回の調査項目とは別の話になるが、実証場所の社長や従業員の方といろいろ話しをした中で、今般セルフスタンドが増えたことにより、無車検の車が増えているのではないかとおっしゃっていた。決して悪意があるわけではなく、お年寄りがうっかり忘れてしまった、気がつかなかったことがあるのではないかと。新車の場合は、セールスマンが車検の時期を知らせてくれるが、中古車を買った場合、そういう部分が抜けてしまうことがある。

ところが、実証場所のようなフルサービスSSの形態の場合、従業員の方が車検やオイル交換の時期をお知らせするとともに、中古車販売も同時に行うことができる。今回検証させていただいた3日間で、車を直接見に来たお客は1人もいなかったが、給油に来たお客とのコミュニケーションの中で、自分の車は幾らで売れるのか、下取りできるのか、そのような会話をした後、従業員の方が事務所のほうに行って、中古車販売会社の担当と連絡をしている営業の仕方もあるのだなと思った。

車検を通していない車は無保険車でもある。そうすると、事故が起きた場合に、けがをさせられた人たちもやりきれない。個人情報保護の問題にもなるかもしれないが、これからセルフSSがもっと増えていく中で、そのような無保険車を感知できるような部分もAIの中に入れていただき、すぐにそこから動けなくなるのは困ってしまうと思うが、給油量を制限してすぐに車検をするようお願いすることや、法令違反として警察に通報することもあると思う。あまり聞いたことがなかったのも私も驚いたが、ぜひAIにそのような部分も含めて検討していただけるとありがたいと思う。

【委員】今回、可搬式制御装置の実証実験業務を受託し、事務局と2か所の実証実験を行った。技術的な部分は事務局に説明いただいたので補足はないが、今回の基準に基づいて、今後、各機器メーカーがいろいろな機能を付加していくことができると思っている。給油許可範囲の設定については、今回の実証資料で添付しているが、これが全てではなく、通信はどうしても電波の指向性の関係で、一方向のみというわけにはいかないが、距離の制限を機械的な設定でその都度変更することもできるので、現地のレイアウトに合わせた対応ができると思っている。

2か所で延べ6日間、実証実験を行った中での感想として、先ほど委員からもお話があったが、御使用いただく運営者側にこのようなツールを提供することで、業務の省力化ができることを実感していただけるものであると思う。例えば、お客様

の接客だけではなく、最近高機能化しているセルフSSシステムのメンテナンス業務、現金の回収、つり銭の補充作業等も、従業員が1人しかいないときにお客さんが来てしまうと、1回その金庫を閉めて、制御室まで走って行って給油許可をした後、また戻ってきて作業を再開することもあり、お客様とのトラブル時は、トラブル対応しているお客様を差しおいて、制御室に戻らなければいけないこともあるという実態もあった。同じフィールド内において、すぐ近くにある計量機の許可を出すことがその場で可能になれば、人の動きの動線という意味では、とても省力化されているというのを実感した。

また、実証実験前は機器の取扱いについて少し心配していたが、従業員の方も最近タブレットのような機器の取扱いになれていて、2時間ぐらい使っているともう何年も使っているかのようになり、機器の取扱いにもあまり抵抗を感じていないようだった。

(3) 議事3 令和元年度過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会報告書(案)について

資料5-5及び5-6について事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】 検討会報告書(案)については、各章ごとに議論していきたい。まず、最初の「はじめに」から第2章にかけて、御質問、御意見があれば伺いたい。

【委員】 資料5-6の2ページ目にある「検討の背景・趣旨」の内容については、以前から記載されているものではあるが、改めて読み返すと、エネルギー基本計画で、AI・IoTの新たな技術を活用するというのがフォーカスされている。だが、今回の燃料供給インフラを確保の議論については、こうした新技術を活用するという視点とともに、多角的な「小さな拠点」のようなものをつくるということが2本立てで取り上げられており、後段でもそのような整理になっていると思うので、併記する形に修正したほうがいいのではないかと。

【事務局】 まち・ひと・しごと創生総合戦略でもそのような観点が含まれているため、その内容を少し検討の背景・趣旨に盛り込ませていただきたい。

【座長】 他に御意見等がないようなので、第3章について議論したい。この章では、12項

目の対策が列挙してあり、前回、前々回から説明があったので、大きな問題はないかと思うが、何かお気づきの点があれば、御意見いただきたい。

【各委員・オブザーバー】（意見等なし）

【座長】続いて、第4章について議論したい。第4章では、大きなカテゴリーとして、1の過疎地域に限定したものと、2の過疎地域に限らず全国的なSSの減少に歯止めをかけるための対策として考え方がまとめてあり、2番目については、過疎地域の燃料供給インフラの維持に向けた具体的な対策について、これもカテゴリーを大きく3つに分けてまとめてある。この3つの分け方は今まであまり出てこなかったが、これについても御意見いただければと思う。

大きなカテゴリーとして2つに分けるのはいいが、過疎地域の燃料供給インフラの維持に向けた対策、方策を幾つか並べているということは、これは過疎地域に限ってこういう対策を認めていこうという趣旨で書かれているのか、それとも、過疎地域で特に効果があるという意味で書いているのか、事務局に補足いただきたい。

【事務局】報告書の20ページに、2の考え方の序文をまとめており、(1)までに至る考え方を書かせていただいているが、少し補足させていただくと、今回整理をしている各項目について、まず過疎地域においては、そもそも事業継続が困難な中で、燃料供給インフラというのを再度維持、再構築をすることが必要であり、そのためにも「小さな拠点」を形成することが重要である。これは政府、総務省、国交省も取り組んでいるという中で、実際に燃料供給の課題に関しては、資源エネルギー庁や地域の燃料供給体制、SS過疎対策協議会などで議論しているように、燃料供給計画をつくって、それを地方創生や財政支援が得られるように、過疎法に基づく市町村計画に位置づけていく。

このような状況の中で、財政支援等を受けながらも連携して実効性を確保していくということが重要であり、その計画を策定することができるように、メニューの一つとしてここに掲げている具体的な方策例というのが有効と考えられるのではないかということで、今回この検討会の中で抽出された検討課題の位置づけを再度明確にしたということである。これらの項目が、過疎地域の住民と自治体が一体となって、どの方法が一番有効なのかを地域で考えていただき、そのために必要である危険物保安上の技術的な整理をこの検討会で進めていく、そういった位置づけで考えているところである。

座長の御質問にあった、法的な適用として全国版なのか、それともある一定の地域に限定したものなのかということについて補足すると、第4章に関しては、法的にその範囲を限定するのか、そうでないのかという点よりも、このような方策をとった場合に、どのように有効なのかという点に着目して整理をしたところがある。

第4章の1に関しては、あまり地域性は関係なく、SS内における改善という中で共通的に役立つようなことが全国的なSS減少の歯止めに役立つのではないかという点について整理している。2の(1)から(3)に関しては、そもそも現行の消防法に抵触する部分としない部分と両方あるが、過疎地域において具体的にニーズが出ていたり、今後出てくるであろう、また過疎地向けにフィットするであろうと思われる項目を入れている。

ただし、我々の立場としては、法的に安全であれば範囲の限定は必要ないと考えているが、例えば、20ページ(1)③にある地上タンクに関しては、現行法令上もSSは原則地下タンクのみという規制になっていて、地上タンクに関しても防火・準防火地域外で、かつ1基当たり600リットル以下の簡易計量機を3台までとなっており、かなりの制限をしている。やはり地上にあるもので不具合等があった場合の影響が大きいということを考慮しているものと考えられるので、そこを無制限に外してしまうわけにはいかないと考えている。現行法令のとおり、防火・準防火地域という書き方がいいのか、もう少し過疎地域に即した形のファクターを入れるべきなのかというのは、実際のモデル実証においても、売木村において地上タンクの設置が進んでいるので、具体的に様子を見ながら検討しなければならないと考えている。

【座長】基本的には必ずしも過疎地域に限定しないが、ほかの制約はかかるかもしれない。

ただし、ここではあまり明らかにしていなくて、分類としては地域を限定しないものと、過疎地域にかなり有効なものというのは分けている。まだ曖昧に書かれていると感じているが、そういう基本的な考えだけ書いてあるという補足説明であった。

【委員】報告書にある分類で基本的にはいいと思うが、地上タンクに関しては、やはり限定しておくべきで、コストが安いからということで安易に広まってしまうと非常に危険である。まだ記憶に新しいと思うが、東日本大震災のときに、海からの炎が島へ流れて行って、島が燃えてしまったという火災があった。地上タンクは、大規模災害のときには流されてしまう。地下タンクは、西日本豪雨のときにキャノピーま

で埋まっても流出事故等はなかった。このような事例を踏まえると、地上タンクの設置は、基本的に過疎地域において、経営が非常に困難であるけれども、燃料供給を維持しなければならない、しかも周囲を見渡しても山崩れや津波が起こる危険性がない場所であるとか、あるいはもともと岩盤が丈夫な場所で、ガソリンスタンドの跡地のような限定した形で、個々に消防本部の方が判断し許可をしていただいたほうが、国民にとっても安全なのではないかと思う。

【事務局】我々としても同じ意見であり、報告書の21ページに、外的要因の例示として風水害や土砂災害については、近年多発していることから記載しているが、御指摘のとおり、震災や震災時の津波等、地上タンクにおいて非常に注意しなければならないファクターであるので、例示として追加させていただきたい。

【委員】改めてこの報告書を読み直して感じたことであるが、人口減少の中で、従前の仕組みが成り立たないというときに、こうした燃料供給インフラを考えようとする、第1に法規制による安全性の確保、第2に市場メカニズムの中での経済性、採算性という意味での事業維持の問題、そして第3にそこに暮らしている住民の利便性が確保されて生活が維持できるという3つの要因が組み合わさることが必要であると思う。だが、従来の安全基準では採算性がとれなくて事業撤退が起きていることも含めて、安全性の基準を一度見直し、ある程度規制緩和をすることによって、何とか採算性を維持しつつ、住民の利便性も確保できるような選択肢を地域で考えていこうという、挑戦的な検討であるという印象を改めて持った。

安全基準は検証しながら見直していくものであるが、規制を緩和するということは、国としてもリスクがあり、現場側でもリスクがあるというときに、安全性をここまで緩めたからこれで大丈夫ということではなく、アウトプットとしての数字の話と、これを現場側がどのように評価するのかというときの、いわゆるアウトカム指標のような、目標は何なのかということの2つを示して、それぞれの地域が、国がこの基準で安全としているから、何も考えずによしとするということではなくて、選択するための考え方というものを明記する必要があるのではないかと思う。

2点目として、今回安全性という視点と、採算性という事業者側の視点は入っているが、先ほど委員からもお話があった利用される方々の利便性であるとか、「小さな拠点」の中で暮らしながら働く住民という視点から見たときに、これをどう捉えるのかという視点での人手確保であるとか、あるいは専門的な資格を取る上での研

修というところが気にかかった。実際に危険物を取り扱うための技術というところもあり、例えば、無人のスタンドを利用するときの利用者側の意識というところもおそらく大事なことであり、ガソリンが危険物だという自覚がほとんどないような国民も多くいるのではないかということを考えると、そのあたりのところも一言触れておいて、法律に委ねるということも大事なことではあるが、主体的に判断するというところも、一言追加したほうがいいのではないかと思う。

【事務局】 各地域で選択する場合の考え方、人手確保や教育、研修に関して、ユーザー目線も含めて少しコメントを入れるべきということで、座長に御相談をさせていただきながら追加させていただきたい。

委員の御指摘として、我々が今後新たに認めていく方策をとることでリスクが上がった場合、地域におけるリスクのとり方、結果としてリスクは上がるが、地域として許容できるのか、ハード面で上がったリスクをソフト面でカバーできる場合についての地域のルールや、住民参画の中での安全確保といったことも触れるべきではないかという点について、我々としては、できる限りリスクが上がってしまうようなことのないようにしたいと思っている。

報告書19ページにある検討課題①、②に関しては、ある一定の要件は必要ではあるものの、どちらかというハードルが低く、ニーズも高かったため、すぐに改正することができたが、その他の項目は、リスク要因を相当慎重に考えなければならぬ項目が多く、その点についてどこまで経済性などとのバランスをとるべきなのか検討した上で、リスクが特に上がってしまうような項目が出てきた場合に、地域としてどうコンセンサスを得ていくのか、地域ぐるみで一定の安全対策や被害の軽減策をどのように講じていくのか、各課題がどのように技術的に決着するのかというところをもう少し見定めながら、少し整理したいと思う。

【座長】 規制を緩めることによって、それなりにリスクが上がるかもしれないが、とにかくリスクを上げない範囲で何とかできないかということで、いろいろな制約、地上タンクがその代表例であるが、そういう配慮をしながら、新たな規制緩和をずっと考えてきたところである。

ただ、人の行動を前提にしている、その前提が本当にいいのか、考えられないことをやる人もいるので、そこを排除できるのかどうかということになると、研修や教育、さまざまなルールを徹底し、守ってもらうようにしなければいけないので、

そういう点も含めて、今後検討していくというような文言を追加したらどうかと思う。

【委員】 実証実験事業で地上タンクの設置を進めている中で、安全性についていろいろ御意見が出ているが、今設置を進めている地上タンクは、風水害や土砂災害の危険性が低い場所としている。また、防火壁等についても、強固なものを設置する予定であり、モデル事業としてやっているのだから、村としては安心しているが、近年の災害は今まで考えられないようなことも発生しているので、心配がないわけでもない。売木村のような過疎地域において、ガソリンスタンドはなくてはならない大事なものであるのだから、何とかこの実験が成功するように皆様の御協力、御支援をお願いできればと思っている。

【座長】 すでに第5章にある今後の課題についても議論に入っているところであるが、全体を通じて何か御質問、御意見があれば伺いたい。

【オブザーバー】 今回の報告書につきまして、座長をはじめとする関係の皆様へ御礼を申し上げたいということと、本検討会の主旨が、過疎地域をはじめとする地域の供給網の維持であり、先ほど委員からも地元SSの状況について御指摘があったとおり、全体としてマーケットが低減していく中においては、特にオールジャパンで地域の供給網の維持に向けて、SSの多くを占めている中小企業の皆様の目線に立ちつつ、共存共栄の道を模索していくことが非常に大事であるので、引き続き消防庁とも連携をとりながら、真剣に取り組んでいきたい。

【事務局】 1点だけ誤解があるといけないので補足をさせていただきたいが、③の項目の地上タンクの件について、現在一般的に燃料タンクとして設置されている円筒形のタンクや簡易計量機のタンクと比べると、今回のモデル実証で設置予定の地上タンクは、構造そのものがかなり強固に設計されている。また、モデル実証の地上タンクは、使用しないときにシャッターを閉めることにより、いたずら等の防止ができることや、タンク自体が二重構造になっていることで漏れ防止が強化されており、地上にあることの弱点が顕在化しないよう配慮されたものであり、売木村において設置の準備を進めているところである。最終的に法的な基準をどこまで整備していくのかという課題はあるが、今進めているモデル実証の地上タンクそのものが危険であるということではなく、地上に設置することは地下と比べてリスクが高いということを示したかったのだから、その点についての表現をもっと丁寧になるよう修正し

たい。

【座長】 それでは、報告書（案）については御了承いただいたということで、ただいま御指摘いただいた御意見を踏まえて、事務局と私のほうで再度調整し、最終的な報告書にしたい。

(4) 議事4 その他

【事務局】 本日の内容について、特に報告書（案）について、追加で御意見等があれば、2月28日（金）までに、事務局宛て御連絡をいただきたい。皆様からいただいた御意見を反映し、最終的には座長と御相談させていただき、座長一任のもとに報告書をまとめていくので、御了承いただきたい。また、参考資料5-1の第4回議事要旨（案）についても、あわせて御連絡いただきたい。

今年度の検討会は今回で終了となるが、次年度以降も継続して開催する予定である。次年度の検討会については、各課題の技術的な検証や検討なども進める予定であり、本検討会自体はおおむね年3回、最初に進め方等を議論し、中間報告と年度報告のまとめという形とし、各課題につきましては技術的な専門チーム、ワーキンググループにおいて個別に議論したものを、親会であるこの検討会の場で報告をして、御審議いただくという流れで進めていきたいと考えている。

以上